

大垣市水道事業等公示第1号

公共下水道の供用及び処理開始について

公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理を開始するため、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和8年3月31日

大垣市長 石田 仁

- 1 公共下水道の供用及び下水の処理を開始すべき年月日

令和8年3月31日

- 2 下水を排除及び処理すべき区域

釜笛1丁目

墨俣町墨俣字法蔵寺、墨俣町上宿字蛭喰、墨俣町上宿字高島

の一部の市街化調整区域

- 3 供用を開始しようとする排水施設の位置

図面表示のとおり

- 4 供用を開始しようとする排水施設の合流式、分流式の別

分流式

- 5 下水の処理を開始しようとする終末処理場の位置

大垣市築捨町3丁目140番地

大垣市墨俣町下宿1034番地1

- 6 下水の処理を開始しようとする終末処理場の名称

大垣市浄化センター

大垣市墨俣浄化センター

なお、関係図面は、大垣市水道部下水道課において一般の縦覧に供する。